

京都府立乙訓高等学校PTA規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、京都府立乙訓高等学校PTA（以下「本会」という）と称する。

(組織および目的)

第2条 本会は、京都府立乙訓高等学校（以下「学校」という）に在学する生徒全員の父母またはそれに代わる者、ならびに学校の教職員を会員として組織し、会員の融和、協力して学校・家庭及び地域社会の教育環境を改善し、会員相互の教養の向上を図り、もって生徒の福祉を増進し、教育の振興に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は学校内に置く。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 生徒の教育環境の改善に関すること。
- (2) 地域社会の文化活動に関すること。
- (3) 会員相互の親善及び教養に関すること。
- (4) その他必要と認められること。

(性格)

第5条 本会は、教育の振興を本旨とする民主的団体であり、政治的・宗教的団体ならびに他のいかなる団体の干渉・支配も受けない。

第2章 機 関

(役員および委員)

第6条 本会は、第4条の事業を遂行するために、役員ならびに委員を置く。

2 役員は下記のとおりとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 庶 務 2名（うち1名は教職員）
- (4) 会 計 2名（うち1名は教職員）
- (5) 会計監査 2名

3 委員は下記のとおりとする。

- (1) 生活委員 各学級1名
- (2) 文化委員 各学級1名

4 その他必要に応じて、顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会の代表者で会務を統轄し、総会・役員会及び各委員会を招集し、総会の議決事項を執行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 庶務は、本会の会務を処理する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を処理する。

(5) 会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を次年度総会に報告する。ただし、役員会には参加しないものとする。

(役員任期)

第8条 役員任期は、次期役員決定時までとし、兼務は認めないが再選は妨げないものとする。

2 役員に欠員が生じた場合、会長は、企画委員会の議を経てこれを委嘱することができる。ただし、任期は前任者の残存期間とする。

(役員選出)

第9条 役員選出は、別に定めるPTA役員選出規程に基づいて行う。

(委員の任務)

第10条 委員は、別に定める各種委員会規則に定める事項を処理する。

(委員の任期および選出)

第11条 委員の任期は役員任期の例による。

2 委員は、別に定めるPTA各種委員会規則により選出する。

第3章 会 議

(会議の種類)

第12条 本会は、会務を処理するため、下記の会議を開くものとする。

- 1 総 会
- 2 本部役員会
- 3 各種委員会

(総会)

第13条 総会は、予算・決算・規約・事業、その他重要事項の審議、決定する最高機関とする。

- 2 総会は、毎年1回以上開き、その総会日の3日前までに会員に通知しなければならない。
- 3 総会は、本部役員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上からの請求があったときは、臨時に開くことができる。
- 4 総会の議長は、その都度会員の中から選出する。
- 5 議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。賛否同数のときは、議長が決定する。

(本部役員会)

第14条 本部役員会は、本部役員をもって構成し、本会の事業計画の策定・運営・その他必要な事項を審議する。

2 本部役員会は、原則として毎月1回以上開くものとする。

(各種委員会)

第15条 各種委員会は、別に定めるPTA各種委員会規則により、随時開くものとする。

第4章 会 計

(経費および会費)

第16条 本会の経費は、会費・その他の収入による。

2 会費ならびに会計上の諸手続きについては別に定める。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第5章 規約等の改正

(規約の改正)

第18条 本会の規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

(規則の改正)

第19条 会計規則・委員会規則の改正は、企画委員会で行い、総会の承認を得るものとする。

付 則

本規約は、昭和53年4月1日より実施する。

本規約は、昭和60年2月8日より実施する。

本規約は、平成8年4月1日より実施する。

本規約は、平成19年4月1日より実施する。

本規約は、令和6年5月17日より実施する。

P T A 役員選出規程

第1条 P T A 役員の選出は、この規定の定めるところにより、年度末に次年度の役員を選任する。

第2条 役員候補者は、次の2種とする。

(1) 会員自ら立候補の届出をしたもの。

(2) 役員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という）の推薦したもの

第3条 立候補者、ならびに推薦委員会は、候補者の氏名およびその生徒の学年氏名を明記して、選挙管理委員会の指定する日までに、これを提出しなければならない。ただし、前条第2号の候補者については予め本人の同意を得ておかななければならない。

第4条 推薦委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 各委員の中から若干名、会長が委嘱する。

(2) 教職員 2名

2 推薦委員会の委員長は、互選により決定する。

第5条 推薦委員会の推薦は、会長・副会長・庶務・会計・監査委員の役職ごとに行う。

第6条 選挙管理委員会(以下「管理委員会」という)の委員は5名とし、選挙日の15日前までに会員の中から会長が委嘱する。

2 管理委員会の委員長は、委員の互選による。

第7条 管理委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) 選挙日、ならびに立候補者の届出の期間を全会員に通知し、選挙の3日前までに役職別に、候補者の氏名およびその生徒の学年・氏名を全会員に通知する。

(2) 選挙当日は、選挙に関する一切の事務を処理し、選挙の結果を全会員に通知する。

第8条 選挙は、すべて直接投票とし、得票順により決定する。

附則

この規定は、昭和60年2月7日に改正し、昭和60年2月8日より施行する。

この規定は、平成16年5月29日に改正し、同日より施行する。

2 この規程は、P T A 規約の改正方法に準じて改正することができる。

P T A各種委員会規則

第1条 本会の委員は、次のとおりとし、委員は各学級から2名ずつ民主的な方法で選出され、次のいずれかの委員を担当する。

- (1) 生活委員 若干名
- (2) 文化委員 若干名

第2条 委員の任務は、次のとおりとする。

- 1 生活委員会は、生徒の進路及び生活環境の向上に必要な諸活動を行う。
- 2 文化委員は、文化委員会を組織し、保護者等の親睦・会員相互のコミュニケーションをはかるための諸活動の企画・立案を行う。

付 則

本規則は、平成9年4月1日から実施する。

本規則は、平成15年4月1日から実施する。

本規則は、令和6年5月17日から実施する。

P T A 会 計 規 則

第 1 条 会費は、月額 3 0 0 円（年額 3,6 0 0 円）とし、会員（P T A 規 約 第 2 条）が納入するものとする。

2 在 学 生 徒 が 2 名 以 上 の 場 合 は、生 徒 数 に 乗 じ た 額 と す る。

3 事 情 に よ り 会 費 の 納 入 を 減 免 す る こ と が で き る。そ の 審 議 決 定 は 本 部 役 員 会 に お い て 行 う。

第 2 条 別 に 特 別 事 業 費 を 設 け、教 職 員 を 除 く 会 員 が 前 条 に 準 じ て 納 入 す る も の と す る。

2 特 別 事 業 費 は、月 額 8 0 0 円（年 額 9,6 0 0 円）と す る。

第 3 条 本 会 の 経 費 は、必 ず 次 の 手 続 き を 経 て 処 理 さ れ な け れ ば な ら ない。

2 収 入 金 処 理 手 続

(1) 学 校 事 務 部 収 納 係 に よ っ て 集 め ら れ た 会 費 は、会 計 が 受 け 取 り、こ れ を 保 管 す る。

(2) 事 業 そ の 他 に よ る 収 益、本 会 に 寄 せ ら れ た 寄 付 等 は、会 計 が 受 け 取 り、こ れ を 保 管 す る。

3 支 出 経 費 処 理 手 続

(1) 予 算（予 備 費 を 除 く）の 支 出 は、庶 務 の 審 議 に 基 づ き、会 長 の 承 認 を 得 た 後、会 計 が こ れ を 行 う。

(2) 予 備 費 の 支 出 は、本 部 役 員 会 の 承 認 を 得 た の ち 会 計 が 行 う。

(3) 上 記 以 外 の 一 切 の 支 出 は、(2) 項 に 準 ず る。

付 則

本 規 則 は、昭 和 5 3 年 4 月 1 日 か ら 実 施 す る。

本 規 則 は、平 成 1 0 年 4 月 1 日 か ら 実 施 す る。

本 規 則 は、平 成 2 4 年 4 月 1 日 か ら 実 施 す る。

本 規 則 は、平 成 3 1 年 4 月 1 日 か ら 実 施 す る。

本 規 則 は、令 和 6 年 5 月 1 7 日 か ら 実 施 す る。

P T A 慶 弔 費 支 出 に 関 す る 細 則

1 生 徒 の 場 合 死 亡 1 0, 0 0 0 円（及 び 檣 一 対、準 ず る も の を 含 む）

2 会 員 た る 父 母 ま た は そ れ に 準 ず る 保 護 者 の 場 合

死 亡 5, 0 0 0 円（及 び 檣 一 対、準 ず る も の を 含 む）

3 教 職 員 の 場 合

本 人 死 亡 1 0, 0 0 0 円（及 び 檣 一 対、準 ず る も の を 含 む）

配 偶 者 死 亡 5, 0 0 0 円（及 び 檣 一 対、準 ず る も の を 含 む）

4 そ の 他

特 別 な 場 合 は 本 部 役 員 会 で 決 め る。

京都府立乙訓高等学校教育後援会 会則

(名 称)

第1条 本会は、「京都府立乙訓高等学校教育後援会（以下「本会」という）」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は京都府立乙訓高等学校内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員が協力して本校の教育活動を後援し、その振興と発展を図ることをもって目的とする。

(事 業)

第4条 本会はその目的の達成のため、次の事業を行う。

- (1) 本校教育活動の振興・援助に関すること。
- (2) 本校生徒の部活動の振興・援助に関すること。

(会員等)

第5条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者と、本会の趣旨に賛同するもの（以下賛助会員という）をもって組織する。

(役員を選出)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 本会に役員として会長1名、副会長2名、庶務2名、会計2名をおくこととし、庶務1名、会計1名は本校の教職員とし、他の役員は当該年度のPTA役員が兼務するものとする。
- (2) 役員任期は1年とする。但し再任は妨げない。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会の代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 庶務・会計は、それぞれ本会の会務を行う。
- (4) 役員は役員会を構成する。

(会計監査)

第8条 本会に会計監査2名をおき、本会の会計を監査する。

会計監査はPTAの会計監査が兼任する。

(顧 問)

第9条 本会に顧問をおく。顧問には本校校長と副校長があたるものとする。

顧問はすべての会合に出席することとし、意見を述べることができる。

(総 会)

第10条 総会は会則の改正、予算、決算の承認、その他重要事項を審議決定する。

総会は年1回開催する。ただし、必要に応じ臨時に開くことができる。

(予 算)

第11条 本会の予算はPTA予算の中の特別事業費および部活動等助成費をもって本会の予算とする。

(収入金・支出金の処理)

第12条 本会の収入金・支出金の処理についてはPTA会計規則第3条を準用する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

付 則

この会則は、平成9年4月1日より実施する。

この会則は、平成19年4月1日より実施する。